

保護者の皆様

広島市教育委員会
広島市立沼田高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業について

日頃から本市教育の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、4月の始業日から学校を再開しましたが、新型コロナウイルス感染症の発生状況や本市域の状況を踏まえ、下記のとおり臨時休業の措置をとることいたしました。

臨時休業期間中は、生徒の健康観察を行うとともに、家庭での学習状況の確認や補習等の学習指導を行うため、週1回程度の登校日を設けます。登校日においては、各学級をグループに分け、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを回避させるとともに、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備を行うなど、万全の感染症対策を講じ、3時間程度の学習指導等を行います。

なお、この度の措置につきましては、今後の感染拡大の状況等によって、変更する場合がございます。その際、追加のお知らせをする場合がありますので、学校からのメール配信やホームページの確認等よろしくお願いたします。

記

- 1 臨時休業期間 令和2年4月15日（水）～5月6日（水）
- 2 対象者 全校生徒
- 3 臨時休業期間中の登校日について
生徒の健康観察を行うとともに、家庭での学習状況の確認や補習等の学習指導を行うため、週1回程度の登校日を設けます。なお、登校しない場合であっても欠席扱いにはなりません。
 - (1) 在校時間は、8：30～12：00を予定しています。
 - (2) 登校前に生徒の検温等の体調確認をお願いいたします。毎朝、学校で検温結果及び生徒の体調について確認いたします。37.5℃以上の発熱がある場合や咳など風邪の症状がある場合は、登校を控えてください。
 - (3) 生徒には、マスクを着用させてください。
 - (4) 登校日（8：25までに登校させてください）
 - 1学年：4月21日（火）、28日（火）
 - 2学年：4月22日（水）、30日（木）
 - 3学年：4月23日（木）、5月1日（金）
- 4 留意していただきたいことについて
 - (1) 臨時休業期間中の過ごし方について
 - ・ 現在、症状の出していない生徒についても、人の多く集まる所に行くことを避けてください。ただし、運動不足の解消や気分転換を図るために、近くの公園等で散歩やジョギングをするなどの活動を制限するものではありません。
 - ・ 学習計画表等を活用して、規則正しい生活を心がけてください。
 - ・ スマートフォンやゲームなど、過度な使用とならないよう、ご家庭において生徒との話し合いを通じてルールづくりをしてください。
 - (2) 家庭学習について
 - ・ 臨時休業期間中は、自宅で過ごすことが基本となりますので、学校から課される課題等に計画的に取り組むとともに、家族の一員として家事の手伝い等に取り組むことができるようお願いいたします。
 - (3) 生徒の健康管理について
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合は、保健センターに相談し、その指示内容に従ってください。
 - ・ 臨時休業期間中に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、すぐに学校へご連絡ください。
 - ・ なお、自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を、保護者の方も含め行うようにしてください。
 - (4) その他
 - ・ 現在学校に提出されている連絡先に変更がある場合には、必ず学校にご連絡ください。